

～窓口での手続きが必要です～

平成29年度軽自動車税の減免について

問 税務課 ☎ (43) 1636

軽自動車税減免申請の期限は5月24日(水)まで

減免申請は納税通知書が届いてから、市役所・各支所の窓口で手続きをしてください。減免には次の3種類があり、いずれも毎年申請が必要です。必要な書類を確認のうえ、提出してください。なお、期限が過ぎると減免が受けられなくなります。

身体障害者・知的障害者・精神障害者・戦傷病者が所有する軽自動車など

減免を受けることができるのは、障害者1人につき1台のみで、自動車税（普通自動車など）の減免と二重には受けられません。

要件は次の全てを満たす必要があります。

- ▶ 車両の所有者（納税義務者）が障害者本人、もしくは生計同一者である。（平成29年度から）
- ▶ 運転者が本人・生計同一者・日常的介護者（障害者のみで構成される世帯の場合のみ）である。
- ▶ 障害者本人以外が運転する場合は、専ら障害者の通学、通院、生業のために利用している。
- ▶ 障害の程度が規定の要件に当てはまる。要件は運転者の区分・障害の部位・程度によって異なり、複数の障害があっても合算は行わない。

※必要なもの 申請書・納税通知書・身体障害者等手帳・印鑑・自動車検査証（コピー可）・運転者の運転免許証（コピー可）・個人番号カードもしくは通知カード・生計同一証明書（該当者のみ）・常時介護証明書（該当者のみ）

専ら身体障害者などが利用するための構造になっている軽自動車など

▶ 車いす移動車等が対象となります。平成29年度からは、営業用（または事業用）の区分も対象とします。※必要なもの 申請書・納税通知書・印鑑・自動車検査証（コピー可）・車の構造が分かる書類・個人番号カードもしくは通知カード（個人所有の場合のみ）

公益のために直接専用する軽自動車など

▶ 身体障害者等または老人のために一定の社会福祉事業を行う者が所有し、専らその事業に使用する。※必要なもの 申請書・納税通知書・印鑑・自動車検査証（コピー可）

～窓口で縦覧・閲覧できます～

固定資産税の縦覧・閲覧制度のご案内

問 税務課 ☎ (43) 1636

平成29年度分固定資産税の税額などを確認していただくため、次の期間中は、土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧と、所有者・納税義務者本人分の固定資産税課税台帳の閲覧ができます。（手数料は無料です）

- ▶ 縦覧・閲覧期間 4月3日(月)～5月31日(水) 午前8時30分～午後5時15分 ※土・日・祝日を除く。
- ▶ 縦覧・閲覧場所 税務課資産税係（本庁1階）
- ▶ 縦覧・閲覧時に必要なもの
  - 個人の納税義務者・・・本人を証明できるもの（運転免許証など。以下代理人も同じ）
  - 法人の納税義務者・・・委任状（代表者印を押印）と代理人を証明できるもの
  - 代理人・・・委任状と代理人を証明できるもの

オリーブオイル講座

オリーブオイルのおいしい食べ方って？健康効果や選び方は？実際に食べながら、地域おこし協力隊と楽しく学びませんか？お食事つきです。

日時 4月22日(土) 午後6時30分～午後8時30分  
場所 江田島オリーブファクトリー（大柿町大君862-3）  
内容 オリーブとオリーブオイルについてのおはなし、オリーブオイルテイステイング  
定員 20人（先着順）  
参加費 食事代  
おとな 2000円  
小学生 1000円  
幼児無料

申込方法 4月21日(金)までに、江田島オリーブファクトリー ☎ (57) 5656 までお電話ください。（受付時間：午前11時～午後6時・月曜を除く）  
主催 江田島市オリーブ振興協議会  
共催 江田島オリーブファクトリー

～各種別の税率をご確認ください～

平成29年度軽自動車税について

問 税務課 ☎ (43) 1636

平成29年度の税率について

原動機付自転車、小型特殊自動車、二輪の軽自動車・小型自動車の税率は以下のとおりです。

原付・小型特殊・二輪の軽自動車および小型自動車の税率

種別		税率 (円)	種別		税率 (円)
原付	50cc以下	2,000	小型特殊	農耕用	2,000
	50cc超～90cc以下	2,000		その他	5,900
	90cc超～125cc以下	2,400	二輪の軽自動車		3,600
	ミニカー	3,700	二輪の小型自動車		6,000

三輪および四輪以上の軽自動車は、「初度検査年月」により次の税率が適用されます。

平成28年4月1日～平成29年3月31日の期間に新車として取得したエコカーに限り、平成29年度分について軽減措置があります。

三輪および四輪以上の軽自動車の税率

種別	税率 (円)						
	①旧税率	②新税率	③重課された税率	④75%軽減	⑤50%軽減	⑥25%軽減	
三輪の軽自動車	3,100	3,900	4,600	1,000	2,000	3,000	
四輪乗用	自家用	7,200	10,800	12,900	2,700	5,400	8,100
	営業用	5,500	6,900	8,200	1,800	3,500	5,200
四輪貨物	自家用	4,000	5,000	6,000	1,300	2,500	3,800
	営業用	3,000	3,800	4,500	1,000	1,900	2,900

①旧税率 「初度検査年月」が「平成16年4月」～「平成27年3月」の車両

②新税率 「初度検査年月」が「平成27年4月」以後の車両

③重課された税率 「初度検査年月」が「平成16年3月」以前の車両

※電気軽自動車、天然ガス・メタノール・混合メタノールを燃料として用いる軽自動車、ガソリンハイブリッド車、被けん引自動車は重課の対象となりません。

④75%軽減 電気自動車、天然ガス軽自動車（平成21年排出ガス基準 窒素酸化物10%低減達成）

⑤50%軽減 平成17年排出ガス基準 窒素酸化物等75%低減達成（★★★★）

「乗用」平成32年度燃費基準+20%達成  
「貨物」平成27年度燃費基準+35%達成

⑥25%軽減 平成17年排出ガス基準 窒素酸化物等75%低減達成（★★★★）

「乗用」平成32年度燃費基準達成  
「貨物」平成27年度燃費基準+15%達成

4月のオリーブ栽培暦

オリーブを栽培している皆さんへ

▼暖かくなるとオリーブアナアキゾウムシなどの害虫が活動を始めます。スミチオン乳剤の50培を、樹幹部へ散布してください。（葉や果実に薬液がかからないように注意する）

▼梢枯病の症状を見つけたら、病気の枝をすべて除去したのち、トップジンM水和剤1000培を木全体に散布してください。  
▼今年植え付けた苗は、水切れに気をつけて、土が乾いたらたっぷり水やりをしましょう。

**オリーブ**  
**情報**  
問 オリーブ振興室  
☎ (43) 1643